

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業概要

食品リサイクル法の見直し検討がされる中で、これまでの取組が再生利用中心であることの反省をふまえ、循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、再生利用から発生抑制へ取組の重点を移す必要がある。

食品関連事業者の取組は、もっぱら再生利用が中心であるが、家庭系の生ゴミ排出の主役であり、かつ、食品関連事業者の取組に影響を及ぼす消費者意識の向上が重要であることから、食品関連事業者及び消費者に対する発生抑制を中心とした取組が重要である。

このため、食品関連事業者及び消費者をはじめとする関係者が連携して取り組む食品循環資源の再生利用等をさらに推進することを目指す。

2. 事業計画

改正食品リサイクル法の普及・啓発事業(平成19年度~)

- ・消費者等に対する発生抑制の取組の重要性の周知徹底

優良事業者等の表彰制度の創設(平成19年度~)

- ・食品リサイクルの先進的な取組を行っている食品関連事業者や地域における商店街等の優良な取組の表彰制度の創設

3. 施策の効果

食品リサイクルにおける発生抑制に対する消費者意識を向上させ、消費者の行動を通じた食品関連事業者の発生抑制を中心とした取組が期待される。

優良事業者による先進的な取組を、広く普及することで、食品関連事業者や消費者を取り込んだ地域の取組の底上げを図ることが期待できる。

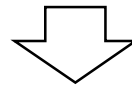
【 食品リサイクル推進事業費 】

基本方針において再生利用等実施率20%が
目標であるが、その大部分は再生利用

【取組の重点を発生抑制へ移行】

食品排出事業者に影響を及ぼす消費者の
意識向上が重要

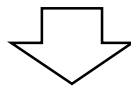
【発生抑制を中心とした普及啓発が重要】



改正食品リサイクル法の
普及・啓発事業

発生抑制の取組を重点と位置づけ、
発生抑制に対する消費者の意識向上
を図る

〔ポスター、リーフレット等により
重要性を周知徹底〕

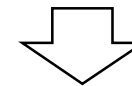


消費者の行動を通じ、食品関連事業者の
発生抑制に対する取組みを向上させる

優良事業者等の表彰制度
の創設

食品リサイクルの先進的な取組を
行っている食品関連事業者や地域
における商店街等を優良な取組と
して表彰

〔優良事例を基にパンフレット、
ポスターを作成〕



食品関連事業者や消費者を取り込んだ
地域の取組の底上げを図る